

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

申立期間が国民年金保険料の申請免除期間になっているが、私はそのような申請を行った記憶はなく、申立期間の保険料を全てA町か、B町で納付していたと思う。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金被保険者期間満了月までの国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が昭和38年3月に転居したB町は、当時、C産業等の繁栄により町の経済は活性化しており、申立期間当時D職に就いていた申立人についても、E業等に関わり、生活環境の変化はあるものの、経済的に国民年金保険料の申請免除を行うことは不自然である上、保険料の納付意識の高かった申立人が、申立期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年2月まで

私の国民年金保険料は、私が20歳の時から結婚するまでは私の父親が、結婚後は、私が継続して納付しており、申立期間の保険料については、納付したことを示す印紙検認印が押された国民年金手帳を所持している。

ねんきん特別便で申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知り、社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間の保険料は、昭和49年10月に還付決定が行われ、還付通知書を送付したが、その還付請求書の提出がなかったために時効により無効となっているとの説明を受けた。

私は申立期間に係る国民年金保険料の還付の書類を受け取った覚えはなく、保険料は納付しているので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す印紙検認印が押された国民年金手帳を所持している上、申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)において申立期間の保険料が納付されたことが記録されていることから、申立人が、申立期間の保険料を納付したことが認められるが、申立人は昭和40年4月4日に国民年金被保険者資格を喪失し、41年3月24日に任意加入により同被保険者資格を取得したとして、申立期間の同被保険者資格を取り消し、納付済みであった申立期間の保険料の還付手続が49年10月に行われたところ、2年を経過しても申立人から還付請求書の提出がなかったため、当該期間の還付請求権は時効により消滅したことが、申立人の被保険者台帳及び還付整理簿で確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和40年4月の国民年金保険料を同年同月22

日に納付していることが、申立人の所持する国民年金手帳により確認できることから、仮に同月4日に国民年金被保険者資格を喪失したとしても、同月22日までに任意加入被保険者として国民年金に再加入していたものと推認されるため、国民年金被保険者に該当する申立期間について被保険者資格を取り消した上で保険料の還付手続を行ったことは、社会保険事務所の事務処理の誤りであると認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和41年度から5年間、夫と一緒に国民年金保険料の免除申請を行っていたが、夫は全て免除の記録となっているのに、申立期間①について、私の保険料のみが未納とされていることに納得いかない。

また、申立期間②については、夫と一緒に国民年金保険料を納付していたが、夫の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行ったとしているところ、申立人の夫の保険料は申立期間①の前後2年間を含め全て免除されていることが確認でき、申立人の保険料のみが免除期間とされず未納期間となっているのは不自然である。

また、A市保管の申立人の国民年金被保険者台帳により、申立期間①における申立人の国民年金保険料が免除となっている記録が確認できることから、申立人に係るオンライン記録と相違しており、行政の記録管理が適切でなかった状況が認められる。

2 申立期間②については、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているところ、申立人の夫は、昭和46年11月に厚生年金保険被保険者となったため、納付済みとなっていた同年11月から47年3月ま

での保険料が平成10年4月に還付され、申立期間②は保険料の納付済期間であったことが確認できることから、申立人の保険料のみ未納期間となっているのは不自然である。

また、申立人には申立期間以外についても、申立人の夫の国民年金保険料が納付済みで申立人の保険料が未納となっている期間があるが、申立人は、当該期間については申し立てておらず、自ら保険料を納付していた期間とそうでない期間を認識していることから、申立人の主張には信ぴょう性がうかがわれる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。また、46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、当時勤務していた会社の事務員から勧められて国民年金に加入した。加入手続は事務員が行ってくれ、国民年金保険料は、定期的に自分で納付していた。昭和53年10月から国民年金保険料を定期的に納付していたが、昭和54年度の1年間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である。

また、申立人の国民年金記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者加入状況調査等により、昭和56年1月頃に払い出されたものと推認できることから、その時点で、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、申立期間の前の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、未納分の過年度保険料の納付書が一括で発行されることを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間当時勤務していた会社の事務員に勧められて国民年金に加入したとしているところ、オンライン記録等により、当該会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、及び当時の会社の役員が、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、会社として社員に対し国民年金への加入を勧めていた状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月

私は、昭和54年8月に、それまで勤務していた職場を退職したことから、同年10月にA市B区役所で、国民年金の加入手続を行った。

その際に、国民年金の未加入期間が無いように、退職月の翌月である昭和54年9月1日からの加入としたことをはっきり記憶しており、実際に現在所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」が54年9月1日と記載されている。しかし、ねんきん定期便の国民年金の被保険者資格取得年月日は同年10月1日とされており、納付方法は記憶にないが、同年同月から55年5月の国民年金保険料は納付済みであるので、申立期間について保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納が無く、その保険料を全て現年度納付している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っていることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」が、昭和54年9月1日と記載されているところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿の国民年金資格取得年月日が同年10月1日と記録されている理由について、同市では「不明」としているものの、日本年金機構C事務センターでは、「A市は、被保険者から『昭和54年9月1日強制』の届出を受けたにもかかわらず、国民年金被保険者名簿に転記する際に誤ったことも考えられる。」としていることから、行政側の事務処理に誤りがあったものと推認でき

る。

加えて、国民年金保険料納付書を窓口で発行することが可能であった同市で、申立人が国民年金の加入手続を行った際に、年金手帳に記載された国民年金の被保険者資格取得年月日を基に、申立期間の納付書が発行されたことを否定できないことから、保険料納付意識が高かった申立人が発行された納付書で保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和30年8月1日）及び同資格取得日（昭和31年1月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から31年1月16日まで
昭和25年4月に、A社（後にB社に名称変更）に入社し、51年11月1日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同社を途中で退社した覚えはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の「申立人は申立期間も継続して勤務していた。」との供述により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和29年夏から、A社に在籍したまま、C市に所在した同社の取引先であるD社においてE業務に携わった。しかし、2年ほど過ぎた31年夏頃に体調を壊したため、本店勤務の女性二人と交代し、本店に復帰した。」としているところ、i) A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認できた同僚8人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）に照会し、7人から回答が得られたところ、そのうち二人は、「申立人は、申立期間も継続して勤務しており、A社に在籍したまま取引先であるD社のE業務に携わっていた。」と供述していること、ii) 申立人が自身の後任としてD社のE業務

に携わったとする女性社員二人の名前を記憶していないことから、これらの者を特定することはできないものの、同社の被保険者名簿により、当時同社において厚生年金保険被保険者資格を有する女性社員 11 人を確認できるところ、申立人と交代したとみられる昭和 31 年 8 月前後に、一旦同保険の被保険者資格を喪失している者はいないことが確認できることを踏まえると、申立人について、D社のE業務を行っていた期間のうち、申立期間についてのみ同保険被保険者資格を喪失させる事情は見当たらない。

さらに、申立人は「給与は、A社の経理責任者の指示に基づき、D社の帳簿に自身の給与額を立替払いとした旨を記帳した上で、現金で受領していた。厚生年金保険料も控除されていたので給与手取額に端数があったことを記憶している。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた同僚でA社に在籍したまま昭和 32 年から 3 年間又は 4 年間、D社においてE業務に携わったとする同僚は、「D社で業務に従事していた期間の給与は、A社の経理責任者から直接現金で受け取っていた。給与から厚生年金保険料は控除されており、給与手取額はC市赴任前の金額と変わらなかった。なお、私もD社で勤務していた期間のうち一部の期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないが、途中で退職したことはない。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額は、申立人のA社における昭和 30 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 8 月から同年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る標準賞与額を12万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

平成 16 年 5 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで、A社に勤務したが、給与支払明細書のとおり、申立期間に支給された賞与（12万4,000円）から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、その記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の賞与に係る給与支払明細書及びB社から提出された平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は同年 12 月 28 日に同社から賞与（12万4,000円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された申立期間の賞与に係る給与明細書並びに当該事業所から提出された申立期間に係る平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿における賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から12万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成 19 年分給与所得の源泉徴収簿に同年 6 月及び同年 12 月の 2 回、賞与支給の記録があるにもかかわらず、従業員預り明細には 1 回（平成 19 年 6 月）の賞与支給分の保険料控除のみの記録となっているのであれば、委託している税理士の社会保険事務所（当時）への届出漏れだと思われる。」

と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和32年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月25日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については記録が無い。申立期間当時は、A社C支店から同社B支店に転勤したが、継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録、A健康保険組合が保管している被保険者名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和32年4月25日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和32年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管している申立人に係るA社B支店の厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日が昭和32年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、

社会保険事務所は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成3年9月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月24日から同年10月1日まで

A社には平成3年9月24日付けで採用となったが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年10月1日になっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び在職証明書によると、申立人の入社日は平成3年9月24日と記載されており、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所は、「申立人を平成3年9月24日付けで正職員として採用した。当時の事務担当者の手続ミスにより、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を同年10月1日と届け出たと思われる。同年以前から現在まで、従業員は入社後すぐに厚生年金保険に加入させており、申立人のみ入社後すぐに加入させない事情は無い。」と回答している。

さらに、当時の事務担当者は、「当時、従業員は採用と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と述べている上、オンライン記録により、平成3年に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚（申立人が同時期に入社した者として名前を挙げた3人を含む。）は、自身の記憶する入社日に同資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人に係る平成3年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を誤って届け出たことを認めている上、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の資格取得日を平成3年10月1日と届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月17日から同年7月20日まで

昭和24年11月頃からA社B事業所においてC作業等に従事しており、試用期間を経て25年1月から厚生年金保険に加入したが、年金記録では、申立期間について厚生年金保険第1種被保険者とされている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等はないが、申立期間について同保険第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事業所において一緒に勤務したと供述する同僚は、「A社B事業所には申立人が先に勤務しており、申立人に誘われて同社に勤務するようになった。申立人とは申立期間の全てにおいて同じ係に所属し、一緒にC作業に従事しており、寮でも同室であった。」と供述しており、この供述は、申立人が保管する同人と作業場で一緒に撮影された写真によっても一部裏付けられるほか、同社同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間前後に同社同事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者も、「申立人はC作業に従事しており、会社の寮でも一緒であった。」と供述している。

また、A社B事業所の被保険者名簿によれば、前述の同僚の当該事業所における厚生年金保険第3種被保険者資格取得時の標準報酬月額（7,000円）は、

申立人が当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した時点の標準報酬月額（7,000円）と合致しているほか、被保険者名簿により、昭和24年4月から25年8月までの期間において当該事業所で第3種被保険者資格を取得したことが確認できる者33人のうち31人の同資格取得時の標準報酬月額は、7,000円又は8,000円であることが確認できることを踏まえると、申立人が同保険被保険者資格取得時からC作業員相当の報酬を得ていたことが確認できることから、当時、申立人が当該事業所において第3種被保険者として取り扱われるべきC作業員として勤務していたことが認められる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人が当該事業所でC作業員として一緒に勤務したと供述する上述の同僚は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和25年1月17日に同保険第3種被保険者資格を取得し、申立期間において継続して第3種被保険者であったことが確認できるほか、申立人が、「私がA社B事業所に勤務したのは、叔父が既にC作業員として勤務していたためであり、入社後はこの叔父とも一緒にC作業に従事していた。」と供述するところ、同人も、申立期間において継続して第3種被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所名簿及び当該事業所の被保険者名簿においては当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の記載は無いが、被保険者名簿によると、昭和29年2月10日以降、新たに被保険者資格を取得した者が確認できないことを踏まえると、既に同保険の適用事業所ではなくなっていると考えられる上、商業登記簿謄本の記録においても当該事業所の所在を確認することはできず、当該事業所の被保険者名簿に記載された事業主も個人を特定できないことから、確認することができない。このほかに上記義務を履行したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社B支店C出張所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、同資格喪失日は20年4月1日であると認められることから、申立期間①に係る申立人のD社E支店における被保険者記録を取り消し、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年4月1日まで
② 昭和20年12月1日から同年12月14日まで
③ 昭和20年12月14日から26年5月1日まで

申立期間①は、A社B支店C出張所に勤務していたが、年金記録によれば、D社E支店で厚生年金保険の被保険者であったことになっている。同社には全く勤務したことがないので、年金記録が誤っている。

申立期間①について正しい事業所における加入記録に訂正してほしい。

申立期間②は、F社から入手した人事記録によれば、A社B支店C出張所から同社G支店に異動したのは昭和20年12月1日であるにもかかわらず、年金記録によれば、同社H支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日及びF社本店における同資格取得日は、いずれも同年12月14日と記録されている。また、F社の社史によれば、同社の設立は26年5月1日であることが確認できることから、同日以前の期間はA社G支店であったはずである。

申立期間②について厚生年金保険被保険者資格得喪日を訂正するとともに、正しい適用事業所名称としてほしい。

申立期間③は、年金記録では、F社本店における厚生年金保険の加入記録とされているが、前述のとおり、これはA社G支店の誤りである。

申立期間③について適用事業所名称を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、F社が保管する職歴情報（人事記録）により、申立人が、申立期間①においてA社B支店C出張所に勤務していたことが認められる。

また、F社が保管するA社G支店の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の同社における被保険者資格取得年月日は昭和19年6月1日と記載されていることが確認できる。

一方、A社B支店C出張所の現存する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において申立人の氏名は無く、この一方で、D社E支店の現存する被保険者名簿においては申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるものとなっている。

しかしながら、両事業所の被保険者名簿は、いずれも、厚生年金保険の適用年月日の記載が無いほか、整理番号の記載も全く無いことから、この理由及び両事業所に係る当初の被保険者名簿の所在について日本年金機構C事務センターに照会したところ、「両事業所に係る現存する被保険者名簿はいずれも書換え又は復元されたものであり、当初の被保険者名簿は存在しないが、その理由は分からない。」と回答しているものの、両事業所の被保険者名簿に登載された被保険者記録がいずれも昭和19年から20年までのものであること、及び当時の保管場所がそれぞれC市、E市であったと考えられることを踏まえると、現存する両事業所の被保険者名簿は、当初の名簿が戦災により焼失したため、その後復元されたものであることが推認される。

さらに、現存するD社E支店の被保険者名簿により、申立人と同様に昭和20年4月1日に同社同支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者58人のうち54人については、A社H支店の被保険者名簿によると、いずれも、同日に同社同支店において同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、これらの者の両事業所に係る被保険者記録は、それぞれ同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、このうち生存及び所在が確認できた者3人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも、「私はD社E支店には勤務したことがなく、昭和19年、20年当時はA社H支店管内の事業所に勤務していた。」と供述していることを踏まえると、当時、同社同支店管内の複数の事業所及びD社E支店に係る被保険者名簿がいずれも戦災により焼失したところ、社会保険事務所（当時は社会保険出張所）がこれらを復元するに当たり、申立人を始めとするA社H支店管内の複数の事業所の従業員に係る申立期間①における被保険者記録を、誤ってD社E支店の被保険者名簿に記載したものと考えられる。

なお、上述のとおり、現存するA社B支店C出張所の被保険者名簿には厚生年金保険の適用年月日等は記載されていないが、同名簿によると、最も早い同保険被保険者資格取得年月日は昭和19年6月1日であるとともに、

記載された同資格喪失年月日はいずれも 20 年 4 月 1 日であることが確認できることから、同社同出張所は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が A 社 B 支店 C 出張所において厚生年金保険被保険者資格を昭和 19 年 10 月 1 日に取得し、20 年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、D 社 E 支店の被保険者名簿に記載された申立人の標準報酬月額の記録から、70 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、F 社が保管する職歴情報により、申立人が A 社 B 支店 C 出張所から同社 G 支店に異動したのは昭和 20 年 12 月 1 日であることが確認できる。

しかしながら、A 社 H 支店及び F 社本店の被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日又は同資格取得日は、いずれも昭和 20 年 12 月 14 日と記載されていることが確認できるところ、F 社に照会したものの、「申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書等は保管していない。」と回答しており、当時、同社が申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を、申立てどおり同年 12 月 1 日として届け出たものか、何らかの理由により、被保険者名簿の記載どおり同年 12 月 14 日として届け出たものかを明らかにすることはできず、ほかに両事業所が同資格喪失日又は同資格取得日をそれぞれ同年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が、いずれも同年 12 月 14 日と記録したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人の両事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日及び同資格取得日を誤って記録したものは認められないことから、あつせんは行わない。

- 3 申立期間③については、申立人が保管する F 社の社史により、同社の設立が昭和 26 年 5 月 1 日であることが確認でき、申立期間③における申立ての事業所名称は A 社 G 支店であったことがうかがわれる。

一方、オンライン記録における厚生年金保険の適用事業所名称の表示については、事業所の合併、再編等の事由による場合を含め事業所名称が変遷している場合には、一般に被保険者資格を喪失した時点における名称が表示されるところ、前述の社史によれば、F 社が、当時の I 事業再編により、A 社 G 支店及び J 社の出資を受けて設立され、両社の従業員を引き継いでいたことがうかがわれることから、A 社 G 支店は、厚生年金保険の適用事業所としては F 社本店に連続しており、F 社の設立は単に事業所名称の変更として処理されていたものと考えられ、このことは、現在、オンライン記録におい

てF社本店の新規適用年月日が昭和19年6月1日と記録されていることから裏付けられることを踏まえると、申立人の申立期間③における厚生年金保険被保険者記録が同社同店の名称で管理されていることも不自然ではない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所が申立期間における適用事業所名称を誤って記録したものは認められないことから、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和59年10月1日であると認められることから、申立期間②の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和58年1月から59年9月までの標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月末日頃から同年4月1日まで
② 昭和58年1月1日から61年11月1日まで

昭和57年3月末から61年10月末まで、A社に勤務し、B業務等の仕事をしてきた。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和58年1月1日から59年10月1日までの期間について、申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間にA社で勤務していたことが推認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和58年1月1日と同日付け又はその後の同年同月10日付けで、当該事業所の厚生年金保険被保険者17人全員が同被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該事業所の取締役の一人は、「昭和59年の夏から60年頃、それまで3か月手形で社会保険料を納付していたが、手形を3回か4回落とせなくなった。このため、社会保険事務所（当時）の職員二人が会社に来て、社会保険を遡って脱退させると言っていた。」と供述している。

さらに、被保険者原票によると、役員4人全員及びその他の従業員一人の

計5人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和58年1月10日の後の同年4月1日付けで標準報酬月額を引き下げる随時改定の記録があることが確認できる。

加えて、被保険者原票によると、当該事業所の役員4人のうち3人は、当該期間において、傷病手当金等の給付を受けていることが確認できる上、これら役員のうち一人の当該保険給付は、昭和59年10月1日に社会保険事務所において処理されていることが確認できることから、同日において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該事業所が58年1月10日に適用事業所でなくなったとする合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和58年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該保険給付が最後に処理された59年10月1日であると認められる。

また、昭和58年1月から59年9月までの標準報酬月額は、申立人の57年12月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、商業法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成14年12月3日に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の同保険の被保険者資格取得日は、昭和57年4月1日となっており、申立人に係る被保険者原票の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致することが確認できる。

さらに、被保険者原票から申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚12人に照会したところ、このうち5人から回答を得られたが、これらの同僚から、申立人の申立期間①における勤務をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②のうち、昭和59年10月1日から61年11月1日までの期間について、申立人の59年12月28日に同僚と一緒に交通事故に遭った状況に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、退職日の特定はできないものの、申立人が、当該期間中にA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成14年12月3日に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、被保険者原票から申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚 12 人に照会したところ、このうち 5 人から回答を得られたが、いずれの同僚からも当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる供述は得ることができなかった。

さらに、申立人は、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 59 年 10 月 1 日から 61 年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3150 (事案 1398 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和37年5月1日、同資格喪失日に係る記録を同年11月30日とし、申立期間①の標準報酬月額を同年5月から同年9月までは1万円、同年10月は1万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和38年4月26日、同資格喪失日に係る記録を同年11月30日とし、申立期間②の標準報酬月額を同年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月1日から同年11月30日まで
② 昭和38年4月26日から同年11月30日まで
③ 昭和39年4月から同年12月まで
④ 昭和40年4月から同年12月まで

昭和36年から42年まで、毎年、4月から12月までの夏期間において、A社で季節雇用者として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。このため、年金記録を訂正してほしい旨、第三者委員会に申し立てたが訂正の必要がないと通知された。

今回、申立期間当時の同僚と一緒に撮影した写真が見つかったことから、再度、申し立てるので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④までに係る申立てについては、i) A社は、オンライン

記録によると、昭和 52 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、商業法人登記簿謄本によると、49 年 7 月 3 日に解散していることが確認できることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 雇用保険の被保険者記録によると、申立期間④については、同社とは異なる事業所での被保険者記録が確認できること、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立人の名前が記載されておらず、一方、同名簿及び同原票の整理番号に欠番が無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立人は、再申立てに当たって新たな資料として、申立期間①から④までの期間に A 社の同僚と撮影したとする写真 17 枚を提出している。

申立期間①及び②について、今回、上記の写真に写っている同僚のうち、所在が確認できた正社員の同僚一人及び季節雇用者の同僚 5 人の計 6 人に照会したところ、このうち季節雇用者として勤務していたとする同僚は、「私は、昭和 36 年、37 年（申立期間①）及び 38 年（申立期間②）の夏期間と 41 年及び 42 年の夏期間に、申立人と一緒に A 社で同じ作業班の季節雇用者として勤務した。」と供述していることから、申立人は、申立期間①及び②において同社で季節雇用者として勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所の正社員で、申立人ら季節雇用者をまとめる責任者であった同僚は、「A 社では、正社員、季節雇用者の身分に関係なく厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によると、申立人は、申立期間①の前年の昭和 36 年及び申立期間②よりも後の 41 年及び 42 年に当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格が確認できるところ、上記の季節雇用者として勤務していたとする同僚は、「申立人と私は、A 社に勤務した期間は、いずれの年も季節雇用者として同じ B 業務に従事しており、勤務形態及び業務内容に変更は無かった。」と回答している上、当該同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる。

加えて、上記の同僚 6 人は、いずれも自身が記憶する当該事業所に勤務した期間と厚生年金保険被保険者資格期間が一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立人と年齢の近い同職種の同僚の記

録から、申立期間①については、昭和 37 年 5 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月は 1 万 4,000 円、申立期間②については、38 年 4 月から同年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月は 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 5 月から同年 10 月までの期間及び 38 年 4 月から同年 10 月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③及び④について、上記の季節雇用者の同僚 5 人のうち 1 人は、「私も申立人も、昭和 40 年（申立期間④）の夏期間は、A 社に勤務しておらず、C 社に勤務した。」と供述している上、当該同僚の供述は、当該同僚及び申立人の雇用保険の被保険者記録とも符合する。

また、他の季節雇用者の同僚 4 人は、いずれも自身は、「申立期間③及び④において A 社で勤務していないため、申立人の当該期間における勤務実態は、分からない。」と回答しており、申立人の申立期間③及び④における当該事業所の勤務をうかがわせる供述は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が平成元年4月1日、同資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月1日から同年5月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から同年6月1日まで

申立期間は、A社が、社会保険事務所（当時）に対する届出を誤ったことにより、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が平成元年4月1日、同資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月1日から同年5月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、当該事業所の申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間において当該事業所で勤務していたことが確認できる上、事業主は、「申

立人は、平成元年4月1日にB専門職見習として採用となり、同年6月1日にB専門職として本採用となった。このため、申立人は、同年の4月及び5月は厚生年金保険に加入し、同年6月1日からC職員共済組合への加入となったが、社会保険事務所への届出について、厚生年金保険被保険者資格喪失日について退職日の翌日である同年6月1日として届けなければならないところを、誤って退職日である同年5月31日を同資格喪失日として届けてしまった。申立人の同年5月分の厚生年金保険料は、給与から控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成元年4月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

昭和42年3月8日にB社（現在は、C社）に入社後、平成10年8月に退職するまで同社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間当時は、B社から同社の子会社であるA社へ出向していた時期であるが、厚生年金保険料は給与から控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、C社から提出された申立人に係る履歴情報及び同社の回答から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社では、「当時の資料を保管していないものの、A社が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る届出を昭和45年4月1日として届出すべきところ、事務手続を誤って同年3月31日として届出を行ったものと考えられる。」と回答していることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失日を45年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45

年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和45年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間①、②、③、⑤及び⑥の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同法人における標準賞与額に係る記録を申立期間①は6万円、同②は23万円、同③は23万円、同⑤は6万円及び同⑥は17万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 11 月 25 日
② 平成 16 年 12 月 25 日
③ 平成 17 年 6 月 25 日
④ 平成 17 年 11 月 25 日
⑤ 平成 18 年 11 月 25 日
⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①、②、③、⑤及び⑥にA社から賞与又は燃料手当が支給されているが、これら支給を受けた賞与又は燃料手当に係る標準賞与額の記録が確認できない。同法人では、社会保険事務所（当時）に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしているが、厚生年金保険料は賞与又は燃料手当からそれぞれ控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間④については、A社から支給された燃料手当から厚生年金保険料が控除されていたが、当該控除に係る標準賞与額の記録が確認できない。同法人では、平成17年12月24日に支給した賞与と申立期間④の燃料手当を併せて社会保険事務所に対して賞与支払届を提出し、厚生年金保険料

も併せて納付していることから、年金給付への影響は無いとしているが、賞与及び燃料手当の支給実態に合わせた記録とするよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る賞与一覧表（個人別）及び賞与明細書により、申立人は、申立期間①、②、③、⑤及び⑥に同法人から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（申立期間①は6万円、同②は23万円、同③は23万円、同⑤は6万円及び同⑥は17万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②、③、⑤及び⑥の標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④について、A社から提出された賞与一覧表（個人別）及び賞与明細書により、申立人は、当該期間に同法人から燃料手当の支給を受け、当該燃料手当に見合う標準賞与額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により燃料手当から控除されていたことが確認できるが、オンライン記録では当該燃料手当に係る標準賞与額の記録は確認できない。

しかしながら、A社では、「平成17年11月に支給した燃料手当については、同年12月に支給した賞与と合算した賞与支払届を社会保険事務所に対して提出し、燃料手当及び賞与に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料の納付義務も履行している。」と回答しているところ、オンライン記録における17年12月24日の標準賞与額は、同法人から提出された賞与一覧表（個人別）及び賞与明細書により、申立人の申立期間④に係る燃料手当及び同年12月24日に支給された賞与の各支給額に見合う標準賞与額の合算額と一致することが確認でき、この記録は申立人の保険給付に反映されるものであることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録の訂正及び保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間①、②、③、⑤及び⑥の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同法人における標準賞与額に係る記録を申立期間①は3万円、同②は15万円、同③は15万円、同⑤は3万円及び同⑥は11万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 11 月 25 日
② 平成 16 年 12 月 25 日
③ 平成 17 年 6 月 25 日
④ 平成 17 年 11 月 25 日
⑤ 平成 18 年 11 月 25 日
⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①、②、③、⑤及び⑥にA社から賞与又は燃料手当が支給されているが、これら支給を受けた賞与又は燃料手当に係る標準賞与額の記録が確認できない。同法人では、社会保険事務所（当時）に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしているが、厚生年金保険料は賞与又は燃料手当からそれぞれ控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間④については、A社から支給された燃料手当から厚生年金保険料が控除されていたが、当該控除に係る標準賞与額の記録が確認できない。同法人では、平成17年12月24日に支給した賞与と申立期間④の燃料手当を併せて社会保険事務所に対して賞与支払届を提出し、厚生年金保険料

も併せて納付していることから、年金給付への影響は無いとしているが、賞与及び燃料手当の支給実態に合わせた記録とするよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る賞与一覧表（個人別）及び賞与明細書により、申立人は、申立期間①、②、③、⑤及び⑥に同法人から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（申立期間①は3万円、同②は15万円、同③は15万円、同⑤は3万円及び同⑥は11万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②、③、⑤及び⑥の標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④について、A社から提出された賞与一覧表（個人別）及び賞与明細書により、申立人は、当該期間に同法人から燃料手当の支給を受け、当該燃料手当に見合う標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により燃料手当から控除されていたことが確認できるが、オンライン記録では当該燃料手当に係る標準賞与額の記録は確認できない。

しかしながら、A社では、「平成17年11月に支給した燃料手当については、同年12月に支給した賞与と合算した賞与支払届を社会保険事務所に対して提出し、燃料手当及び賞与に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料の納付義務も履行している。」と回答しているところ、オンライン記録における17年12月24日の標準賞与額は、同法人から提出された賞与一覧表（個人別）及び賞与明細書により、申立人の申立期間④に係る燃料手当及び同年12月24日に支給された賞与の各支給額に見合う標準賞与額の合算額と一致することが確認でき、この記録は申立人の保険給付に反映されるものであることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録の訂正及び保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年8月1日まで
年金記録を照会したところ、昭和39年7月21日にA社C事務所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年8月1日に同社D支店において同資格を取得したことになる。

申立期間は転勤により異動した時期であり、A社には入社以来継続して勤めていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。既に、同僚も第三者委員会に申立てをしてあっせんされている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、B健康保険組合（A健康保険組合と合併）から提出された申立人の健康保険加入期間証明書（写し）、申立人と同日付けで異動したことが社内報で確認できる同僚から提出のあった給与明細カード（写し）及びA社の清算人の供述により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A社の社内報に昭和39年7月21日付けで申立人が同社D支店開設準備委員として発令された記録が確認できるが、上記清算人の供述及び申立人と同日付けで異動したことが上記社内報で確認できる同僚から提出のあった給与明細カード（写し）によると、同年7月分の給与は同社C事務所から支給されていることが推認できることから同年8月

1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C事務所における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっている上、清算も完了しているため、元事業主への確認もできず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から同年3月1日まで

昭和44年3月17日の入社から54年3月31日に退職するまで、A社に継続して勤務し、退職時には勤続11年に係る退職金も受け取った。

昭和46年2月1日付けでA社本店から同社C支店へ異動となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのはおかしい。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入記録、退職所得の源泉徴収票及びA社清算人から提出された同社の申立期間当時の社内報（写し）により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和46年2月1日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、清算も完了しているため、元事業主への確認もできないことから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から62年3月まで

私は、20歳になった時、私の母親と祖母に勧められ、自分でA市B区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が銀行又は郵便局で毎月納付したはずである。領収書は納付したとき受け取ったが、現在持っていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和62年8月頃、C社会保険事務所（当時）から払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続はこの頃行われたものと推認できる上、申立期間について、A市における申立人の被保険者名簿は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料の納付書は交付されず、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が唯一所持する年金手帳により、i) 当該手帳は、昭和61年4月から使用が開始された様式であること、ii) 当初の住所として、57年5月頃から申立人が居住している住所が記載されていることが確認できることから、申立人が20歳から国民年金に加入していたものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたとしているが、A市における保険料の納付方法は、昭和60年3月まで3か月ごとの納付方式であったことから、申立人の説明と一致しない。

加えて、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和62年8月において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することはできないものの、60年7月から62年3月までの保険料は過年度納付することが可能で

あるが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶がないとしている。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から8年3月まで
私の国民年金については、私が20歳の時に私の父親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続について、申立人が20歳の頃に申立人の父親が行ってくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、平成5年2月頃、20歳となる者を対象に一括適用されたことにより払い出されたものと推認でき、申立人の加入手続を行ったとするその父親の説明に不自然さがみられる上、父親から申立期間当時の具体的な説明が無いため、申立期間の保険料の納付状況等については不明である。

また、申立人の父親は、申立人の国民年金加入当初の国民年金保険料額について1万2,000円ぐらいであったとしているが、当該金額は申立期間直後の保険料納付済期間である平成8年度の保険料額とほぼ一致しており、申立人の20歳の頃の保険料額とは異なっているほか、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親は、最初に国民年金保険料を納付した平成8年5月の時点で過年度納付することが可能であった期間の保険料を遡って納付した記憶がないとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成3年3月まで

私はA市に在住していたが、住民票上の住所が実家のあるB市にあったので、私の国民年金の加入手続については、私の母親が昭和61年6月頃に同市役所で行い、申立期間の保険料を納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料の納付を行ってくれたはずであるとする申立人の母親は、「申立期間の全てについて、B市役所から送付された納付書によりC銀行B支店（現在は、D銀行B支店）で毎月保険料を納付した。」と述べているが、i) 申立人は、昭和61年8月頃にB市からA市E区に住民票の異動手続を行ったと述べている上、戸籍の附票により、62年5月から平成3年3月までの期間について、同市F区に住民票上の住所を定めていたことが確認できること、ii) B市から、「申立期間当時、国民年金担当係では、住民登録担当係から回覧された住民票異動届等により転出の確認を行っており、本市から市外転出した国民年金加入者については、市外転出後に国民年金保険料の納付書を送付することはなかったと思われる。」との回答を得ており、申立期間の大半である昭和62年度から平成2年度までの期間について、同市役所はA市へ転出した申立人に係る国民年金保険料の納付書を送付しなかったものと推認できることから、これらと母親の主張とは一致しない。

また、申立期間の1か月当たりの国民年金保険料額について、申立人は、「1万4,000円から1万5,000円ぐらいであった。」と述べているが、昭和61年度は7,100円、62年度は7,400円、63年度は7,700円、平成元年度は8,000円、2年度は8,400円であることから、これらの金額と、申立人が申立人の母親が

納付してくれたはずであるとする納付金額とは大きく異なっている。

さらに、申立期間は58か月と長期間であり、国民年金の未加入期間である申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間について、申立人の母親が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から15年6月まで

私は、大学在学期間中に、国民年金保険料が未納であるという通知を受けたことに驚き、慌ててA社会保険事務所(当時)で学生納付特例の申請手続を行った。

申立期間当時は大学生であり、独り暮らしをしていたが、国民年金保険料を支払わなければならない書類が届いた際には必ず両親に相談しており、未納とされている保険料については、母親にまとめて納付してもらった記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達予定者として平成14年*月*日付けでB社会保険事務所(当時)から基礎年金番号が付番されているが、申立人が20歳に到達する前に同事務所管轄区域外に転居したことが確認されたことから、同年6月26日に当該番号の取消処理が行われている。その後、国民年金保険料の学生納付特例の申請を行ったことを契機として、16年2月23日付けで新たな基礎年金番号が申立人に付番されているところ、取り消された基礎年金番号で国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、申立人は、平成15年7月から同年12月までの国民年金保険料を17年8月に過年度納付しており、その際に、申立期間を含む過去の未納保険料を全て納付したと認識しているが、その時点において、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の

納付を行ったはずであるとする申立人の母親には、保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等の具体的な記憶が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 4 月頃に、A 市 B 区役所から国民年金保険料の支払通知書が届いたので、同区役所の職員に当時勤務していた職場を退職し保険料の納付が困難である旨を相談したが、結局、1 年分の保険料を、貯金を取り崩して一括で納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月頃に、A 市 B 区役所から国民年金保険料の支払通知書が届いたとしているが、同市には申立人の国民年金被保険者名簿が無く、オンライン記録にも申立人が国民年金に加入した記録が無い上、申立人に対し、国民年金記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人に対し、支払通知書が送付されることはなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び年金手帳の交付について、記憶がないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月1日から32年8月15日まで
② 昭和32年8月15日から33年8月1日まで
③ 昭和39年10月10日から40年7月1日まで
④ 昭和40年10月1日から41年7月1日まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）C支店に勤務していた間の定時決定に係る標準報酬月額が、決定前の標準報酬月額と比較して低くなっている。

申立期間②について、同社C支店から同社D支店に異動となった際の標準報酬月額が、異動前の標準報酬月額と比較して低くなっている。

申立期間③について、同社本店から同社E支店に異動となった際の標準報酬月額が、異動前の標準報酬月額と比較して低くなっている。

申立期間④について、同社E支店に勤務していた間の定時決定に係る標準報酬月額が、決定前の標準報酬月額と比較して低くなっている。

しかし、申立期間当時、毎年給与は昇給しており標準報酬月額が途中で低くなることは考えられないので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④について、A社C支店、同社D支店及び同社E支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び同保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

さらに、B社では、「申立人の採用発令日が確認できる資料以外の資料については、申立期間が古く保存されていないことから、各申立期間における

申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について分からない。」と回答している。

- 2 申立期間①及び④について、申立人は、定時決定に係る標準報酬月額が、同決定前の標準報酬月額と比較して低くなっていることに納得できないとしているが、上記1の全ての事業所に係る被保険者名簿及び被保険者原票により申立期間当時、これらの事業所において厚生年金保険被保険者であった者で生存及び所在が確認できた同僚12人（申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。）に照会し9人から回答を得られたところ、そのうち一人は、「残業手当等の変動により、毎年10月の定時決定で標準報酬月額が1等級から2等級程度変動することは十分考えられる。」と供述しており、当該9人のうち6人は、「残業はほぼ毎月あったが、残業時間は個人によって違っていた。」と供述している。

なお、前述9人のうち6人は、「私の標準報酬月額の記録は給与に見合った記録となっている。」と供述している。

また、オンライン記録により、昭和24年9月から33年4月までの間に、当該全ての事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人とほぼ同年齢（昭和5年生まれから11年生まれまでの者）の同僚28人について、30年4月から41年3月までの期間の標準報酬月額の推移を確認したところ、申立人と同様に、定時決定に係る標準報酬月額が1等級低くなっている者が13人確認できる。

- 3 申立期間②及び③について、申立人は、異動となった際の標準報酬月額が、異動前の標準報酬月額と比較して低くなっていることに納得できないとしているが、上記2の回答を得られた同僚9人のうち3人は、「支店間の異動の場合は、基本給の変動は通常無いが、諸手当等は勤務地や職種によって大きく変動する。」と供述しており、また、当該3人のうち1人は、「異動先の社会保険の被保険者資格取得時における標準報酬月額は、残業手当を算入した金額ではなかったと思う。」と供述している。

なお、前述9人のうち6人は、「私の標準報酬月額の記録は給与に見合った記録となっている。」と供述している。

また、上記2の同僚28人の標準報酬月額の推移を確認したところ、A社支店間の異動に伴う厚生年金保険被保険者資格取得時決定に係る標準報酬月額が、1等級から2等級低くなっている者が7人確認できる。

- 4 その上、申立人の全ての申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の全ての申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

全ての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3158

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 8 月 20 日まで
昭和 33 年 4 月に A 社に入社し、36 年 7 月 25 日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 34 年 8 月 20 日と記録されている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 42 年 10 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、59 年 12 月 2 日に解散しており、当時の事業主も所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた上司及び同僚 12 人のうち、生存及び所在が確認できた 3 人及びオンライン記録により、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 8 人の計 11 人に照会したところ、回答が得られた 5 人のうち 1 人は、「申立人は申立期間において勤務していた。」と供述しており、他の一人も、「申立人は、勤務期間は定かではないが勤務していた。」と供述しているものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認した

ところ、申立人の資格取得日は昭和 34 年 8 月 20 日、資格喪失日が 36 年 7 月 25 日と記載されており、同名簿に不自然な訂正等の形跡は無い。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 10 日から 45 年 9 月 10 日まで
② 昭和 45 年 12 月 17 日から 48 年 5 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金を受けているため、年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。脱退手当金の請求手続をした記憶も受け取った記憶もないので、申立期間について年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 48 年 7 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から脱退手当金の受給について聴取しても受給した記憶がないというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から同年 11 月まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A 県庁でアルバイトをしていた申立期間の加入記録が無い。

しかし、申立期間については、A 県庁の B 業に関する部局及びその他の複数の部局において、1 か月ごとに異なる部局でアルバイトをしていたのは間違いなく、当時の同僚の名前も記憶しているので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A 県庁の B 業に関する部局など複数の部局で勤務したと述べているが、具体的な部局名を記憶していないところ、A 県 C 部（以下「C 部」という。）からの「申立期間当時、A 県庁で B 業に関する業務を行う部局は、D 部（現在は、E 部）及び F 部（現在は、廃止されている。）である。」との回答、及びオンライン記録により D 部において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の供述から判断すると、年月日は特定できないものの、申立人が申立期間当時、A 県の B 業関係部局において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C 部では、「A 県庁の各部局における臨時職員に係る人事関係書類の保存年限は 5 年であり、申立期間当時の申立人に係る記録は保存されておらず、申立人の厚生年金保険の適用状況等は分からない。」と回答しており、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚については、申立人は姓のみを記憶しているため、個人を特定することができず、これらの者から申立人の申立期間にお

ける厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

さらに、申立人は、「1か月ごとに異なる部局においてアルバイトをしていた。」と申し立てているが、オンライン記録により、申立期間を含む前後の期間にD部及びF部において厚生年金保険の加入記録のあることが確認でき、かつ、連絡先が確認できた者で供述の得られた者31人のうち17人が、「A県庁の各部局において雇用される臨時職員の雇用形態は、長期雇用と短期雇用の2種類であり、長期雇用された者は厚生年金保険に加入できたが、短期雇用された者は1か月ごとに配属先が変わり、同保険に加入できなかった。」と供述している上、このうち一人は、「短期雇用されていた時は給与から厚生年金保険料を控除されておらず、長期雇用になってから同保険料が控除された。1か月ごとに短期雇用される者は、社会保険には加入できないものとされていた。」と供述している。なお、この17人から、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況について供述は得られなかった。

加えて、A県庁のD部及びF部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間における申立人の雇用保険被保険者加入記録は無い上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 60 年 9 月まで

申立期間における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、標準報酬月額が 17 万円から 47 万円へ逐次増加されていると記録されていた。しかし、私の昭和 56 年 4 月の給与は 40 万円を超えており、その後徐々に昇給し、60 年 10 月には 47 万円になっていたはずである。申立期間において記録されている標準報酬月額は全て誤りであるので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に入社した昭和 56 年 4 月の報酬月額は 40 万円を超えていた。同年 7 月にB社に転籍してから報酬月額は 40 万円から徐々に昇給して、60 年 10 月には 47 万円となっていた。」と申し立てているが、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の 56 年 4 月 15 日（資格取得時）における標準報酬月額は 17 万円と記載され、また、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、同年 7 月 15 日（資格取得時）は 19 万円、57 年 10 月 1 日は 20 万円、58 年 10 月 1 日は 24 万円、及び 59 年 10 月 1 日は 28 万円と記録されていることが確認でき、これらの標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、A社の保管する申立人の「途中入社待遇一覧表」に入社時の給与が「本給 10 万 4,500 円、調整加給 5 万 7,500 円」（合計は 16 万 2,000 円となる。）と記載されており、これはオンライン記録に記載されている金額（17 万円）と大幅にかい離していない上、当該「途中入社待遇一覧表」について同社は、「ほかに関連資料が残っていないため、記載内容の詳細は分からない。なお、標準報酬月額については、現在、その算定の基礎に交通費を含め

ているので、当時も交通費を含めて標準報酬月額を算定していたと考えられる。」と回答している。

さらに、B社の保管する健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得日は昭和56年7月15日、標準報酬月額は19万円（うち通貨によるものの額は18万2,000円）と記載されている上、同社は、「昭和63年以前の算定基礎届及び月額変更届を保存していないが、資格取得確認通知書に記載されているほかの職員と比較して、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が間違っているとは思われない。」と回答している。

加えて、C連合会が管理している申立人の厚生年金基金の報酬給与額の記録は、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録と一致している。

その上、オンライン記録により、A社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日が申立人と同一日であり、また、B社における同保険被保険者資格の取得日が申立人と同一日である者で、かつ、申立人と年齢が近い複数の同僚の標準報酬月額をみると、同保険被保険者資格取得時における標準報酬月額が、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立期間における標準報酬月額について申立人のみが他の同僚と異なり低額である事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 6 月 5 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため、年金額に算入されないとの回答があった。
脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 6 月 5 日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有する 10 人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、8 人に脱退手当金の支給記録があり、このうち 7 人（申立人を含む。）が資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 2 か月後の昭和 35 年 8 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から脱退手当金の受給について聴取しても受給した記憶がないというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3163

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 31 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。

しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失前後 2 年以内に同資格を喪失した 19 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11 人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされているとともに、このうち一人は、「退職時に会社から脱退手当金制度について説明を受けた。会社が代理請求をしていた。」と供述している上、申立期間当時 A 業務担当であった同僚は、「会社では、退職時に脱退手当金について説明を行い、代理請求を行っていた。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給したことが記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りがない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 31 年 6 月 1 日から約 2 か月後の同年 8 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度の創設前であり、申立人は、「退職後、再就職するつもりは無かった。」と供述し

ていることから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から脱退手当金の受給について聴取しても受給した記憶がないというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月から21年2月まで

昭和17年4月に、学校の紹介でA社(現在は、B社)C工場に入社した。

入社した時から厚生年金保険に加入しているはずだが、厚生年金保険被保険者資格の取得が昭和21年3月からとなっている。これは間違いだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、申立人が昭和27年9月に作成したと述べている履歴書及びD省が保管する申立人に係る「E職勤務記録表(写し)」から判断すると、申立人が申立期間においてA社C工場及び同社F工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和17年4月から同年5月31日までの期間については、労働者年金保険法(昭和17年6月施行)に基づく労働者年金保険制度が発足する以前の期間である上、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者番号簿及びG工場厚生年金(厚年)被保険者名簿によると、申立人は、昭和21年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。この記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険被保険者^{だい}台帳索引票及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿並びにオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、当該事業所は、「申立期間当時の資料が存在してないため、申立人の勤務形態の詳細については不明であり、正確な在籍期間を証明する資料も残っていない。当社に残っていた厚生年金保険被保険者番号簿等について、昭和17年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の名前は確認できなかった。」と回答していることから、申立人の申立期間にお

ける厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち4人は名字のみの記憶であるため個人を特定することができず、他の一人は厚生年金保険の加入記録が確認できないため、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者で、オンライン記録により生存及び所在が確認できた8人及び申立人と同日の21年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる102人（申立人を除く。）のうち昭和生まれの者31人を抽出し、このうちオンライン記録により生存及び所在が確認できた6人の合計14人に照会したところ、10人から回答が得られたが、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について確認できる供述を得ることができない。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3165（事案 235 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 29 日から 34 年 3 月 31 日まで

申立期間は、A社B支店に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないものの、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

C業務訓練修了證書があるので、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 人事記録等から判断すると、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していたことは認められるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できないこと、ii) 申立人が勤務していたと主張する同社同支店は現存しているが、書類の保存期間の経過により関係書類を廃棄していることから、申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無については確認できなかったこと、iii) 同社同支店に確認したところ、「当時は様々な雇用形態があり、臨時職員等は厚生年金保険に加入させていなかった。」としている上、申立人の当時の雇用形態は臨時D業務員であったとしていることと併せて判断すると、事業主が厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれること、及びiv) このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいて、新たな資料としてC業務訓練修了證書を提出しているが、当該證書は前回の申立てにおいて提出された資料と同一内

容であることから、当該證書は年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情とは認められないこと、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで A 事業所 (現在は、B 事業所) に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 事業所に照会したところ、「申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者ではなく、C 共済組合員であった。」と回答している上、同事業所が保管する申立人に係る C 共済組合連合会理事長宛の退職届により、申立人が申立期間において C 共済組合員であったことが確認できる。

また、C 共済組合連合会に照会したところ、「申立人の申立期間は、C 共済年金加入期間である。」と回答していることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者ではなく、C 共済組合員であったものと認められる。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで
申立期間において、A社にB専門職として勤務した。

申立期間当時の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主が保管している賃金台帳及び申立人が所持している給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人は、当初、A社において平成 12 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、13 年 4 月 1 日に同被保険者資格を喪失した記録とされていたことが確認できる。

しかしながら、その後、平成 17 年 2 月 28 日に社会保険事務所（当時）が実施した「健康保険、厚生年金保険資格関係適正化調査」（以下「適正化調査」という。）において、申立人については、申立期間当時、当該事業所と常用的使用関係がないことが確認されたことから、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格を取り消す旨を届け、その結果、同年 3 月 2 日に申立人の厚生年金保険被保険者資格は取り消されていることが確認できる。

また、上記の適正化調査によると、申立人の当該事業所における勤務は、「毎週木曜午前の勤務（4時間）、毎週3回午後の会議（3時間）」となっており、申立人は、当該事業所における勤務について、「おおむね、適正化調査のとおりであったと思う。」と回答しており、上記の社会保険事務所の事務処

理に不自然な点は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 12 月 30 日まで
昭和 46 年 7 月 1 日に A 社に入社し、48 年 12 月 29 日まで勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、オンライン記録によると、昭和 55 年 4 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業法人登記簿謄本によると、平成元年 12 月 3 日に解散しているほか、申立期間当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、同僚 3 人の名前を挙げているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、いずれの同僚も申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）を喪失した昭和 46 年 10 月 1 日と同日付けで被保険者資格を喪失しており、申立期間における被保険者資格が確認できない。

さらに、上記の同僚は、いずれも連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、被保険者原票から、申立期間及びその前後の期間において被保険者資格が確認できる同僚 9 人に照会したところ、このうち 4 人から回答を得られたが、これらの同僚から、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

その上、申立人は、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できな

い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3169 (事案 1224 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月20日から29年6月1日まで

昭和26年10月20日から30年7月21日までA社(現在は、B社)にC職員として継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申立てをしたところ、年金記録の訂正が認められなかった。

しかし、年金記録確認第三者委員会から通知を受け取った後、申立期間当時、一緒に勤務していた同僚一人の所在が判明したので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社は、「申立期間当時の書類は保存されていないため、不明である。」と回答している上、申立人が、「私を職員に採用すると言っていた。」と主張している当時の上司も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できないこと、ii) 申立人の厚生年金保険の加入記録について確認したところ、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出票の記載内容に訂正等はなく、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さがみられないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち生存が確認できた者及びA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間における被保険者記録が確認できた者の合計12人に照会し、7人から回答を得られたが、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「第三者委員会からの通知を受け取った後、申立期間当時の同僚一人の所在が判明したので、再調査してほしい。」として当委員会に再申立てしているが、当該同僚については、当初の申立て時において照会を行った同僚12人のうちの一人であり、この同僚からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な供述を得ることができなかったことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3170

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 2 日から 11 年 2 月 1 日まで

A社は平成6年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、代表取締役であった私と社員3人が同時期に同保険被保険者資格を取得し、その後も私が同保険に係る届出及び同保険料の納付を行っていた。

しかしながら、年金記録を確認すると、申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が無い。申立期間に勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本により、申立期間を含む平成6年1月1日から12年9月30日まで、A社の代表取締役として登記されていることが確認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録により、平成6年1月1日に厚生年金保険の適用事業所になり、7年5月2日に同保険の適用事業所に該当しなくなった後、11年2月1日に新たな事業所記号番号により同保険の適用事業所になっていることが確認できることから、申立期間において同社が同保険の適用事業所であったことは確認できない上、特段の遡及手続は行われておらず、社会保険事務所（当時）の記録に不合理な点は見当たらない。

また、申立人が当該事業所の顧問先であったとして名前を挙げた税理士事務所から提供を受けた申立期間当時の決算書類等によると、当該事業所は、i) 当該事業所の普通預金通帳及び社会保険事務所発行の厚生年金保険料等の4枚の領収証書（平成7年3月28日付け、同年4月28日付け、同年5月1日付け、及び同年5月29日付け）により、7年1月31日までは厚生年金保険料等の納付については銀行口座引落しであったが、同時点以降では現金納付に変更

していることが確認できること、ii) 6年8月1日から7年7月31日までの社会保険料集計表により、申立人を含めた社員4人の社会保険料を同年5月以降の各月に計上していないことが確認できること、iii) 未払金集計表により、同年7月31日に社会保険事務所に対する社会保険料の未払金残高が74万3,368円あり、8年7月31日時点においても同未払金残高が32万2,248円あることが確認できることから判断すると、7年5月には、何らかの事情により納付すべき社会保険料の滞納額が累積していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、「代表取締役であった私が厚生年金保険に係る届出及び同保険料の納付を行っていた。」としている上、当時の同保険の被保険者数は4人と少ないことを踏まえると、代表取締役である申立人がA社において社会保険の届出等に権限を有し、給与からの保険料の控除及び社会保険事務所に対する保険料の納付についても知り得る立場であったと考えるのが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

そのため、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険の保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、仮に、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は上述のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される者であることから、申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。